

2022 年度「SBIR 推進プログラム（福祉課題）」（第 2 回）公募要領

公募締切日

2022 年 8 月 5 日(金)正午

【ご注意】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録について

本事業への提案には、予め、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ所属研究機関及び研究代表者の登録を行うと共に、応募情報の申請及び応募内容提案書の提出が必要です。

上記登録手続きは、2 週間以上かかる場合があるので、余裕をもって実施してください。

複数事業者で提案（共同提案）する場合には、代表して、代表提案者が e-Rad へ登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。

詳細については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。また、不明な箇所がある場合には、e-Rad ヘルプデスクまでお問い合わせください。

◆e-Radポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

◆e-Rad利用可能時間帯：平日、休日共に0:00～24:00

(国民の祝日及び年末年始も、利用可能です。ただし、サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)

◆e-Rad ヘルプデスク：<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>、Tel:0570-057-060

(平日 9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く。)

重要

上記の e-Rad による申請をしない場合、提案を受理できませんので、ご注意ください。

2022 年 7 月 4 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

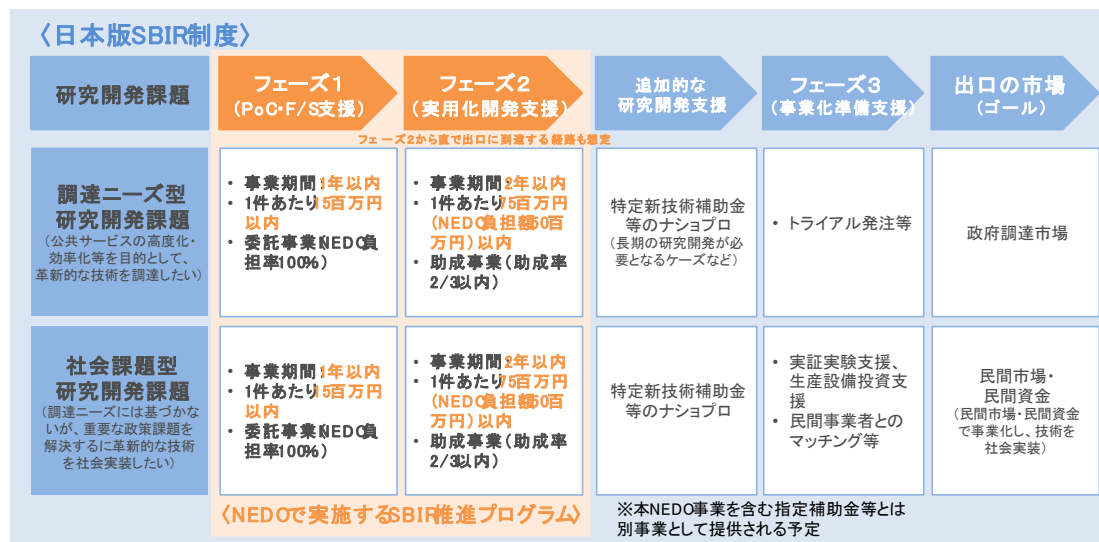
目次

1. 事業の概要	4
(1) 背 景	4
(2) 目 的	4
(3) 事業の内容	5
(4) ステージゲート審査	6
(5) 実施体制	6
(6) 本事業対象費用	6
2. 応募の要件	7
(1) 対象事業者の要件	7
(2) 対象となる研究開発課題	9
3. 応募にあたっての留意事項	1 1
(1) 本事業における重複応募の排除	1 1
(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	1 1
(3) 提案に関する補足	1 3
(4) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	1 3
(5) 研究活動の不正行為への対応	1 4
(6) NEDO における研究不正等の告発受付窓口	1 6
4. 提出期限及び提出先	1 6
(1) 提出期限	1 6
(2) 提出先 Web 入力フォーム	1 6
5. 応募方法及び提出方法	1 7
(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録	1 7
(2) 提案に必要な書類等の作成	1 8
(3) 提出方法	1 8
(4) 提出にあたっての留意事項	2 0
(5) 提出書類	2 1
6. 秘密の保持	2 2
7. 委託先の選定について	2 2
(1) 審査方法	2 2
(2) 事前審査の基準	2 3
(3) 本審査の審査基準	2 4
8. 委託先の決定及び通知	2 4
(1) 採択結果の公表等について	2 4
(2) 事前審査委員会メンバーの公表について	2 5
(3) スケジュール	2 5
9. 対象費用の詳細	2 5
10. その他の留意事項	2 9
(1) 契約及び委託業務の事務処理等について	2 9
(2) 経費計上について	2 9

(3) 委託費の支払い	3 0
(4) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱い	3 1
(5) 提案用書類内容等チェックリスト	3 1
(6) 追跡調査・評価	3 1
(7) 「国民との科学・技術対話」への対応	3 1
(8) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	3 1
(9) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	3 2
(10) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は参考資料1）	3 3
(11) 研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書の記入	3 3
(12) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	3 4
(13) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票	3 4
(14) 知財マネジメント（詳細は参考資料2）	3 4
(15) データマネジメント（詳細は参考資料3）	3 4
(16) 研究開発資産の帰属・処分について	3 4
11. 問い合わせ先	3 5

【事業スキーム図】

SBIR推進プログラム



1. 事業の概要

(1) 背景

本事業は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「活性化法」という。2021年4月1日改正法施行）第34条の11第1項及び第2項の規定によって定められた、指定補助金等の交付等に関する指針（2021年6月18日閣議決定）に基づき、多様化する社会課題の解決に貢献する研究開発型スタートアップ等(※1)の研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的として、内閣府が司令塔となって、省庁横断的に実施する「SBIR(Small Business Innovation Research)制度（日本版 SBIR 制度）」の一翼を担うものです。

(※1) 活性化法第2条第14項に規定する中小企業者又は事業を営んでいない個人（研究者等）であって、研究開発成果の事業化を目指すもののうち、その研究開発が革新的であると認められるもの。

一方で、超高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者の自立を促進し、また、これらの者の介護者の負担の軽減を目的とした、福祉用具開発が強く求められています。このような背景の下、1993年に制定された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（1993年5月6日法律第38号）」において、NEDOは、福祉用具の技術向上に資する実用化研究開発を支援することが規定されています。

(2) 目的

産業としての福祉用具は、高齢者、障害者及び介護者がユーザーであり、使用用途

や身体の障害度合いが人によって異なる等の理由から、個別用具ごとのマーケットが小さく、事業者にとっては総コストに占める開発コスト比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中でも開発時のリスクが大きなウェイトを占めています。また、事業者の多くは中小企業であり、経営基盤が必ずしも強靱ではないため、研究開発投資が大きな負担となっている企業も多くなっています。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、スタートアップ・中小企業等が行う研究開発に対する支援を行うことで、開発時のリスクを軽減することが必要です。

本事業は、第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月26日閣議決定）、「未来投資戦略2018」（2018年6月閣議決定）、成長戦略実行計画（2020年7月閣議決定）等の政策に基づき、内閣府ガバニングボードにより決定された研究開発課題に取り組む研究開発型スタートアップ等が実施する研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的とします。

(3) 事業の内容

本事業では、年度毎に、内閣府ガバニングボードにより決定される研究開発課題の解決に資する研究開発に対して委託します。

●事業期間：

原則として採択通知書に記載する事業開始の日から、最長で2023年3月31日までの期間において任意に設定可能です。事業開始は、2022年11月を予定しています。

●事業形態：委託

●委託費：原則として、1テーマあたり1,500万円以内

（契約金額は、審査の結果を踏まえ、提案書記載額等から減額することがあります。）

●NEDO負担率：100%

●事業内容：

2. 応募の要件（2）対象となる提案テーマに示された研究開発課題「各障害の特異性・個別性も留意しつつ、多様化する障害像への汎用性も見据えた自立支援機器の開発」に対して、解決に資する技術シーズを有しているスタートアップ等が、事業化に向けて必要となる基盤研究のための概念実証(PoC：Proof of Concept)(※2)・実現可能性調査(F/S: Feasibility Study)(※3)を実施します。

なお、本プログラムは内閣府の官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）の一環として、実施状況調査や評価、事業終了後のフォローアップ等が実施される場合があります。

(※2)「概念実証(PoC：Proof of Concept)」とは

技術シーズの原理確認又は市場でのニーズ確認の実証を行います。

(※3)「実現可能性調査(F/S: Feasibility Study)」とは

新製品や新事業に関する実行可能性や実現可能性を検証するための調査です。具体的には、科学的・技術的メリットの具体化と、研究開発の実施、技術動向調査、市場調査、ビジネスプランの作成等を行って、事業の実現可能性の目途を付けることです。

(4) ステージゲート審査

本事業では、優れた研究開発課題を継続的に支援することを目的に、次フェーズへの移行の可否を判断する、段階的な審査方法を導入します。具体的には、フェーズ1からフェーズ2へ、移行することが可能です。

本公募では、関係府省庁等によるフェーズ2へのステージゲート審査の実施又は継続支援を予定しております。フェーズ2の実施内容については、ステージゲート審査対象事業者へ書面で通知します。

なお、関係府省庁等によるフェーズ2においては、関係府省庁毎の規定が適用されます。

(5) 実施体制

NEDO が選定する企業等（以下「委託先」という。）が、NEDO と業務委託契約を締結して実施します。

1 者もしくは複数者での体制で、事業を実施していただくことが可能です。1 者での体制における当該提案者、及び、複数者での体制において代表となる提案者を、代表提案者とします。また、複数者での体制における、代表提案者以外の提案者を、共同提案者とします。代表提案者及び全ての共同提案者は、「2. 応募の要件」の要件を満たし、提案時に各提案者間の役割分担を明確にする必要があります。採択決定後の契約は、原則として各委託先との個別契約となります。

なお、申請する費用は、原則として、代表となる提案者の費用配分が、全体の対象費用の 50%以上とする必要があります。

また、福祉課題に関しては、的確なユーザーニーズの把握や製品の安全性を確保するため、医療機関や介護・福祉施設等のユーザーとの協力体制の下で研究開発を行う体制をとっていることが望ましいです。

(6) 本事業対象費用

本事業の対象となる費用は、本事業で実施される研究開発に直接必要な費用のうち、本事業のためだけに使用する機械装置等費、労務費、その他経費、間接経費及び再委託・共同実施費です。本事業以外の事業でも使用するものは、対象外です。詳細は、「9.対象費用の詳細」を参照してください。

2. 応募の要件

(1) 対象事業者の要件

提案者（代表提案者及び共同提案者）は、次の①～⑨の要件を満たすことが必要です。

- ① 日本に登録されている中小企業等であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。（ここでいう中小企業等は、以下⑦に示す「中小企業者」又は「中小企業としての組合等（※4）」を指し、財団法人、社団法人、NPO 法人を含まない。）

（※4）「中小企業としての組合等」とは、以下イ、ロ、のいずれかに該当する組合等を指します。

- イ 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が⑦の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの。
- ロ 特許法施行令 10 条第 2 号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

「中小企業としての組合等」の場合は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・技術研究組合の場合は、直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であること。
- ・組合として事業遂行能力を有すること。
- ・研究者が1人以上かつ組合従業員の10%以上又は試験研究費等が事業費の3%以上であること（試験研究費等については以下の URL の試験研究費とすること。）。

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/31kennkyukaihatuta_xgaiyou10.pdf

- ② 本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 本事業を的確に遂行するために必要な費用の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ④ 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 本事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑥ 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- ⑦ 原則として活性化法第2条第14項等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの、且つ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。

主たる事業として 営んでいる業種 *a	資本金基準 (資本の額又は出資の 総額) *b	従業員基準 (常時使用する従業員 の数※) *c
製造業、建設業、運輸業 及びその他の業種（下記 以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自 動車又は航空機用タ イヤ及びチューブ製 造業並びに工業用ベ ルト製造業を除 く。）	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記 3 業種 を除く）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

*a 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

*b 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

*c 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業(※5) の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業(※5) の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業

(※5)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。

- ⑧ 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- ⑨ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

(2) 対象となる研究開発課題

本公募の対象は、内閣府ガバニングボードにより決定された研究開発課題「各障害の特異性・個別性も留意しつつ、多様化する障害像への汎用性も見据えた自立支援機器の開発」の解決に資する研究開発とします。提案にあたっては、研究開発課題の番号「ケ」を提案書に記載してください。

なお、本課題には、政策課題等を示しています。これらは、特に重点項目として早期の取り組みが求められるものです。

研究開発課題番号	ケ
研究開発課題名	各障害の特異性・個別性も留意しつつ、多様化する障害像への汎用性も見据えた自立支援機器の開発
課題提案元	厚生労働省
政策課題	障害者の自立支援機器（以下「支援機器」という。）の開発には、障害像が各障害により特異的であり、かつ個別性が高く複雑で多様なことから、ニーズが絞りにくいという課題がある。 また、市場規模がもともと小さく製品化しても障害当事者に継続的に製品を届けるには、企業にとっては事業化が難しく、ニーズとシーズのマッチングが極めて難しい領域である。 さらに、ニーズ側である障害当事者にとっても、技術の進歩により汎用品のアクセシビリティ等が進む一方、汎用性に乏しいニーズに合致した製品の開発には、企業が積極的に取り組めないことから、障害当事者が技術の恩恵を受けにくいという実情もある。 なお、他業界における工学系の技術等を転用すれば開発可能だが、支援機器市場を視野に入れた技術移転や活用が進まない支援機器開発への、スタートアップやアカデミア等の新規参入を促し、事業化等を見据えた上で、支援機器開発を加速化する技術の移転・活用が望まれる。
研究開発内容	他業界における工学系の技術等を転用すれば開発可能だが支援機器市場を視野に入れた製品開発が進まない支援機器に対する、障害者のニーズを充足する製品開発及びその事業化を視野に入れた研究開発を想定する。 ・障害者が自分で健康管理ができる機器

	・ 障害者が災害時に取り残されることなく避難・救護可能な機器 ・ 天候に左右されることなく障害者の移動を円滑にする機器 ・ 感覚器（聴覚・視覚等）障害者の感覚を代行する機器 ・ 知的・精神障害者の困りごとに特化した機器 ・ 障害児の困りごとに特化した機器 ※技術はあるが既存の製品として広く流通していない物が望ましい。機器にはシステム、アプリを含む。
フェーズ2実施予定機関	厚生労働省
フェーズ2事業名	障害者自立支援機器等開発促進事業
フェーズ2事業概要	本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立や社会参加の促進の観点から、企業等が障害当事者及び医療福祉専門職等と連携して障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）を開発する取組に補助を行い、障害者等のニーズを反映した実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及を促進することを目的とする。
支援対象	中小開発機関（*） （*）中小開発機関とは、開発機関（本事業において公募により採択された企業等をいう。以下同じ。）のうち、厚生労働省障害者自立支援機器等開発促進事業で定める基準に該当する会社（会社法（2005年法律第86号）第2条第1項に規定する会社をいう。）をいう。 参考：2002年度障害者自立支援機器等開発促進事業（2次）公募要項 https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932257.pdf
ステージゲート審査実施予定時期	2023年5～6月頃
フェーズ2事業期間	原則として2年間以内
フェーズ2事業形態	補助事業
1テーマあたりの規模（フェーズ2）	1テーマあたり1,000万円程度/年度
フェーズ2実施機関の負担額（率）	初年度のみ10/10、以降2/3以内

フェーズ2 事業内容	フェーズ1 コンセプトをもとに試作器製作（障害者が試用する上での安全性等に問題が無いレベル）－障害者によるモニター評価（実証試験、そのための倫理審査受審が可能なレベル）－製品コンセプト確定－製品化
------------	--

3. 応募にあたっての留意事項

(1) 本事業における重複応募の排除

- ① 同一提案者が、複数のテーマで提案をすることは可能です。
- ② 採択に至った場合でも、委託費は審査の結果及び予算の制約等により提案額から減額することがあります。

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(※6)、又は「過度の集中」(※7)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(※6)「不合理な重複」とは

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(※7)「過度の集中」とは

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 他の競争的研究費や、その他の研究費の応募・受入状況、所属機関・役職に関する現況について、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。関係府省等との間で情報共有する場合にも、守秘義務を負っている者のみで共有します。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（2021年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省または NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】

・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(3) 提案に関する補足

- ① 事業の全部を一括して第三者等に再委託・共同実施（以下再委託等）を行うことはできません。再委託等を行う合理的理由、必要性が特に高い場合には、審査し、適当と認められる場合にのみ、承認されます。なお、委託事業の一部を再委託等することが承認された場合には、再委託等した業務に伴う再委託先等の行為については、委託先が NEDO に対して全ての責任を負うものとします。また、再委託等は学術機関等(※8)との実施に限ります。その他機関との再委託等を行うことはできません。再委託等は、代表提案者 1 社のみからの受託とし、共同提案者からの再委託等は認めません。実施に当たっての基本的な考え方、留意点などは、委託業務事務処理マニュアル「IX.再委託費・共同実施費について」(<https://www.nedo.go.jp/content/100944469.pdf>)をご確認ください。なお、本事業では、海外機関との共同実施については費用計上を認められません。

(※8)「学術機関等」とは

国公立研究機関、国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、独立行政法人、公設試験研究機関及びこれらに準ずる機関

- ② 本事業では、採択事業者が抱える様々な課題を解決するため、事業期間中、必要に応じて、技術、知的財産、経営等を専門とするアドバイザー等と連携し、事業化支援を行う場合があります。
- ③ 上記 2. (1) の要件を満たす者を提案者として本事業の対象とします。共同提案者も同様です。複数者で提案する場合、提案書において、研究開発及び事業化におけるそれぞれの役割分担等を明確に記述してください。

(4) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費（本事業における「委託費」を意味する。この項において同じ。）の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（2008年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」(※9)という。)及び、「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（2004年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」(※10)という。)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

(※9)「不正使用等指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※10)「補助金停止等機構達」について

NEDOホームページをご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- (イ) 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- (ロ) 不正使用を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結又は補助金等の交付を停止します(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います)。
- (ハ) 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します)。
- (ニ) 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も上述の(イ)～(ハ)の措置を講じることがあります。
- (ホ) 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（2008年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

- (イ) 本事業の契約にあたり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- (ロ) 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- (ハ) また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(5) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への

対応に関する指針」(2007年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」(※11))という。)及び、「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(2008年2月1日 19年度機構達第17号、NEDO策定、以下「研究不正機構達」(※12))という。)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。

(※11)「研究不正指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※12)「研究不正機構達」について

NEDOホームページをご参照ください

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

① 本事業において不正行為があると認められた場合

(イ) 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

(ロ) 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)。

(ハ) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)。

(ニ) 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上述の(ハ)により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

(ホ) NEDOは不正行為に対する措置を決定した場合は、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者

(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき、研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(6) NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

[連絡先]

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 16階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

リスク管理統括部

TEL：044-520-5131

FAX：044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分。)

4. 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

・提出期限：2022 年 8 月 5 日(金)正午アップロード完了

本公募要領に従い、提出書類を作成し、公募期間内(2022 年 7 月 4 日(月)～2022 年 8 月 5 日(金)正午必着)に、アップロードを完了してください。期限までにアップロードを完了できなかった提案書はいかなる理由であろうとも無効となります。

書類の作成に当たっては、必ず、期限内にアップロード完了するよう、余裕をもって提出してください。

書類に不備等がある場合は、原則として、受理できず、また、審査の対象にはなりませんので、所定の提案書様式に従って記入してください。

持参、郵便、FAX 又は電子メールによる提出は、受け付けません。

(2) 提出先 Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/fpeiplh82ees>

5. 応募方法及び提出方法

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※13)への申請手続及びe-Radへの提案書類のNEDOへの提出の2つの手続が必要となります。これらが行われていない場合、当該提案は受理できませんので、ご注意ください。

(※13)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research And Development (科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、以下のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、以下のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日共に0:00～24:00
(国民の祝日及び年末年始も、利用可能です。ただし、サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号：0570-057-060 (フリーダイヤル)
受付時間：平日9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

【手続きの概略】

以下、①～④の手続きのうち、①～②の手続は、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③～④の手続きは必要です。)。

① 所属研究機関の登録

提案に当たって、応募時までに、研究者等がe-Radに登録されていることが必要です。研究者等が所属する機関で、少なくとも1名のe-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請をしてください。登録手続きに時間を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって、登録手続きをしてください。

※ [研究機関向け「新規登録の方法」] をご覧ください。 (<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

② 研究者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」のPDFファイルダウンロード

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を

入力の上、「応募内容提案書」のPDFファイルをダウンロードしてください(このPDFファイルはNEDOへの提出書類として必要になります。)

④ 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから、「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押下できていない場合、e-Rad上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ① 提出締切日までに、システムの「受付状況一覧画面」の受付状況が、「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」とならない場合には、e-Radのヘルプデスクまで連絡し、その指示に従って、適宜、対応してください。
- ② 複数事業者で提案（共同提案）する場合には、代表して、代表提案者がe-Radへ登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。
- ③ 複数事業者で提案する場合、「応募内容提案書」の作成、提出が必要となるのは、代表提案者のみとなります。共同提案者については、「研究分担者」として、応募内容提案書内に記載してください（以下リンク先のマニュアル、13頁②参照）。<https://www.e-rad.go.jp/manual/01-0.pdf>

(2) 提案に必要な書類等の作成

- ① 提出に必要な書類等は、NEDOホームページの「公募情報」の当該事業ページからダウンロードできます。「提出書類」、及び「情報項目ファイル」等をダウンロードし、提出書類を作成してください。
- ② NEDOの「業務委託契約約款」に合意することが委託先の要件になります。なお、「業務委託契約約款」が変更された場合は、最新のものを用います。「業務委託契約約款」の詳細につきましては、以下のWEBページを参照してください。「業務委託契約約款」について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部を添付してください。<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

(3) 提出方法

4. (2)「提出先 Web 入力フォーム」で以下の①～⑩を入力し、⑪をアップロードしてください。アップロードファイル名は半角英数字とし、アップロードするファイルは一つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際は、代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付します。

共同提案の場合は、Web入力フォームを提案者ごとに入力してください。

■入力項目

- ① 研究開発課題番号
- ② 事業の名称（※）
- ③ 提案者名（※）
- ④ 事業の概要（※）
- ⑤ 利害関係者（※）
- ⑥ 連絡責任者＜提案者＞：氏名
- ⑦ 連絡責任者＜提案者＞：所属
- ⑧ 連絡責任者＜提案者＞：役職名
- ⑨ 連絡責任者＜提案者＞：電話番号
- ⑩ 連絡責任者＜提案者＞：メールアドレス
- ⑪ 提出書類（(5) 提出書類のアップロード）

※利害関係の確認について

NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じています。

その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っていますが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしています。

そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしています。

NEDO から②事業の名称、③提案者名、④事業の概要を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。

また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者と考えられる者がいる場合には、⑤利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合があります。

大学や公的研究機関の場合は、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載

ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は、日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは異なります。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性があるため、余裕をもって提出してください。
- ・ 共同提案の場合、Web入力フォームは代表提案者がまとめて入力してください。ただし、提出物をそれぞれの提案者からアップロードする必要がある場合は、共同提案者で該当部分のアップロードを行ってください。
- ・ 「2. 応募の要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提案書に不備があり、期限までに修正できない場合は、提案を無効とします。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提案書その他の書類は、NEDOにて破棄します。
- ・ アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

(5) 提出書類

以下の提出書類をアップロードしてください。

以下の書類を準備し、必ずチェックリストに沿って内容を確認した上でご提出ください。
必要書類、電子データが不足している場合、または、不備がある場合は不受理とします。

○・・・提出必須 △・・・該当者のみ（提出任意）

番号	提出書類	提出 形式	代表 提案者	共同 提案者	共同 実施先
①	提出書類チェックリスト（注:本頁ではありません）	PDF	○	—	—
②	2022 年度「SBIR 推進プログラム」提案書（第2回）（様式第1）	PDF	○	○	—
③	事業の要旨	PDF	○	—	—
④	委託事業実施計画書（添付資料1）	PDF	○	—	—
⑤	研究開発成果の事業化計画書（添付資料2）	PDF	○	○	—
⑥	事業成果の広報活動について（添付資料3）	PDF	○	—	—
⑦	非公開とする提案内容（添付資料4）	PDF	○	—	—
⑧	法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）	PDF	○	○	—
⑨	直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（添付資料5-2）	PDF	○	○	—
⑩	e-Rad 応募内容提案書（添付資料6）	PDF	○	(※1)	—
⑪	ユーザー候補からの推薦証（添付資料7）	PDF	△	—	—
⑫	研究開発統括責任者候補研究経歴書、研究開発責任者研究経歴書（第2回）（別添1）	PDF	○	○	—
⑬	その他の補助金制度との関係等（別添2）	PDF	○	○	○
⑭	利害関係の確認について（別添3）	PDF	○	—	—
⑮	全部事項証明書（一通）（別添4）	PDF	○	○	—
⑯	直近3年分の納税証明書（別添5）	PDF	○	○	—
⑰	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について（第2回）（別添6）	PDF	○	○	—
⑱	情報取扱者名簿及び情報管理体制図（NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票について（第2回）（別添7）内）	PDF	○	○	—
⑲	その他の研究費の応募・受入状況（第2回）（別添8）	PDF	○	○	○
⑳	財務項目ファイル（資金計画、資金繰り表、財務データ）（第2回）	Excel	○	○	—
㉑	NEDO が提示した契約書（案）（標準契約書を指します）について疑義がある場合は、その内容を示す文書	PDF	△	—	—
㉒	提案用書類内容等チェックリスト（第2回）	Excel	○	—	—

(※1) 共同提案者も e-Rad への登録は必要となります。

6. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書（CV）」については、個人情報の保護に関する法律第 22 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（2001 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

なお、本事業は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（2008 年法律第 63 号）第 34 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき 2021 年 6 月 18 日に閣議決定された「指定補助金等の交付等に関する指針」により、指定補助金等の申請データ、採択プロジェクトの概要及び事業の成果等に関する情報について、SBIR 制度の検証・改善、研究開発課題の設定、実用化への接続等に活用するため、関係府省庁等で共有することがあります。本規定により共有された情報については、関係府省庁等で定められた関係規程に基づき取り扱われます。

7. 委託先の選定について

(1) 審査方法

まず、提出された提案書をもとに、外部有識者による事前審査（書面審査）を行います。なお、事前審査の過程で、必要に応じて資料の追加やプレゼンテーション審査の実施を依頼する場合があります。

プレゼンテーション審査を依頼する場合、プレゼンテーション審査の日時・場所等は、NEDO から、提案書に示された「連絡責任者」に連絡します。なお、プレゼンテーション審査を要する旨の連絡から審査当日までの期間が、1 週間程度となる場合があります。プレゼンテーション資料の様式は、公募締切後、遅滞なく、提案書に示された「連絡責任者」に連絡します。

また、事前審査の一環として、NEDO から提案者に対して、財務状況等のヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングの日時・場所等は、提案書に示された「連

絡責任者」に連絡します。

採択者は、NEDO 内で実施する本審査（契約・助成審査委員会）において、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等により審査を行い、最終的に決定されます。

なお、上記審査は、非公開で行われ、審査の経過その他の審査に関する問い合わせには、一切応じることができません。

(2) 事前審査の基準

① 技術審査

- (イ) 提案内容が『SBIR 推進プログラム』の公募要領 2.応募の要件 (2)対象となる研究開発課題に適合していること。
- (ロ) 課題解決の基となる技術シーズについて、基礎的な検討が十分に行われ、安全性も確保された計画となっていること。
- (ハ) 本提案における技術開発の目標値が合理的な根拠に基づき、具体的かつ定量的に設定されており、技術課題及び解決手段が明確であり実現可能性が高いこと。
- (ニ) 計画された研究開発の実施体制により技術的課題が解決される可能性が高いこと。
- (ホ) 提案者（企業）が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、実績のある学術機関等の共同実施先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
- (ヘ) 研究計画に要する費用（委託費の使用計画）が適切であり、費用対効果（委託費と得られる事業化効果など）が高く、委託規模に応じて効果（社会的必要性など）が十分に期待できること。

② 事業化審査

- (イ) 市場ニーズや競合するビジネスが具体的に示され、信頼できるものであること。
- (ロ) 事業内容が、市場ニーズを踏まえて競合するビジネスと比較して、優位性が高いこと。
- (ハ) 事業化の達成時期、事業化までのマイルストーン、ビジネスフォーメーションと役割分担等が、具体的に示されていること。
- (ニ) 事業化計画が、実現可能性が高いこと。
- (ホ) 技術に裏打ちされた機能性やデザイン性を兼ね備えた製品開発を通じ、ユーザーの求める価値を実現する事業化計画となっていること。

③ その他

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

(3) 本審査の審査基準

以下の基準により、委託先を決定することとします。

① 事前審査の結果を踏まえ、提案の内容が、次の各号に適合していること。

- (イ) 委託事業の目標が、NEDOの意図を踏まえていること。
- (ロ) 委託事業の方法、内容等が優れていること。
- (ハ) 委託事業の経済性が優れていること。

② 本事業における委託先の事業遂行能力が、以下の各号に適合していること。

- (イ) 委託事業を行う体制が整備されている、又は、整備される予定があること。
(NEDOからの要請に適切に対応できることを含む。)
- (ロ) 委託事業に必要な設備が整備されている、又は、整備される予定があること。
- (ハ) 経営基盤が確立されていること。
- (ニ) 関連分野の開発等に関する実績を有していること、又は、実績のある学術機関等の共同実施先や協力企業等からの協力が得られること。

8. 委託先の決定及び通知

(1) 採択結果の公表等について

受理した提案については、採択、不採択に拘らず、その結果を、書面（電子ファイルを含む）により通知します。

また、採択したテーマ等については、NEDOのホームページ等で公表します。不採択としたテーマ等については、当該提案者に対してのみ、不採択理由と共に、結果を通知します。

また、採択に当たって、附帯条件等がある場合（例：実施体制の見直し等）は、その

旨を通知文に明記します。

(2) 事前審査委員会メンバーの公表について

採択結果の公表時に、併せて、公表することとします。

(3) スケジュール

2022 年 7 月 4 日(月)	公募開始
8 月 5 日(金)12 時	公募締切
8 月中旬～8 月下旬(予定)	事前審査（書面審査）
9 月中旬～9 月下旬(予定)	事前審査（プレゼンテーション審査） ※対象者のみ
9 月下旬(予定)	契約・助成審査委員会
11 月上旬(予定)	委託先の決定
11 月下旬(予定)	契約

※なお、状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は NEDO ホームページにてお知らせします。

本事業の概要説明、公募手続き、提案書の書き方等についての公募説明会に代えて、ウェブサイト上で公募説明資料を公表する予定です。

9. 対象費用の詳細

委託の対象となる費用は、本事業のためにのみ使用される機械装置等費、労務費、その他経費、間接経費及び再委託費・共同実施費です。

費目毎の内容は、次のとおりです。

I. 機械装置等費

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事および運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うために必要な経費

※建屋の建築工事費等の経費を計上する場合、その使用目的や期間の目途等を確認の上、場合によっては、修正を求めることがあります。

2. 機械装置等製作・購入費

委託事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費

3. 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として、価値を高め、又は、耐久性を増す場合)、修理(主として、現状を回復する場合)に必要な経費

※保守費の計上対象は、NEDO 委託費で購入し、かつ、当該研究開発に使用するための装置に限ります。

II. 労務費

1. 研究員費

委託事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費

2. 補助員費

委託事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記研究員費に含まれるものを除く。)

※本委託事業で使用する労務費単価は、「時間単位」とします。労務費単価は、原則として、健保等級から、NEDO が定めるルールに基づいて算出します。健保等級適用者以外の労務費単価については、NEDO が別途定めるルールに基づいて算出します。

III. その他経費

1. 消耗品費

委託事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費

2. 旅費

委託事業を実施するため、特に、必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費

※学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示してください。

3. 外注費

委託事業の実施に必要な加工、分析、部品／ソフトウェア製作等の、請負外注に係る経費

※研究開発要素がある業務は、外注することができません。

4. 諸経費

前述の 1～3 のほか、委託事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費、特許出願等に係る費用等

IV. 間接経費

NEDO の委託契約では、事務的経費等の直接経費で計上できない経費を間接経費の対象としています。間接経費は、I. 機械装置等費、II. 労務費、III. その他経費の合計に間接経費率を乗じて算出します。間接経費率は事業者の種別によって、以下の通り設定します。契約時に設定した率をその年度中は適用します。

事業者の種別	間接経費率
下記以外	10%
大学・国研等※ 1	30%

中小企業 技術研究組合等※2	20%
-------------------	-----

※1 国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人および地方独立行政法人

※2 当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成されている組合に限る。構成比率が3分の2未満の場合の間接経費率は10%

V. 再委託・共同実施費

本事業のうち、共同実施契約等に基づき、国内の再委託先・共同実施先が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、国立研究開発法人等の場合は、国立研究開発法人等の積算基準に従って総括表を作成してください。大学等の場合は、大学用の積算基準に従って総括表を作成してください。

なお、学術機関等における再委託費及び共同実施費についても、NEDO が、当該再委託費・共同実施費を100%負担します。

ア. 再委託および共同実施費を計上する場合は、費目別の内訳を提示してください。その際、以下のA)～C)にご留意ください。A) 委託事業者の従業員が、再委託先機関・共同実施機関に出向する場合には、当該出向者の労務費は、共同実施費の中で計上することはできません。

B) 再委託先機関・共同実施機関が購入する機械設備等の費用は、共同実施費の中で計上することができますが、この場合、「再委託・共同実施の期間は、当該設備を再委託費・共同実施費の目的に則り使用する」旨の文言を、契約書に挿入してください。但し、「公設試験研究機関及びこれらに準ずる機関」は、法人格の有無等により扱いが異なる場合があるため、NEDO 担当者へご確認ください。

C) 再委託先機関・共同実施機関で発生する間接経費は、再委託先機関・共同実施機関の直接経費に、9. 対象費用の詳細 IV. 間接経費に記載の間接経費率を乗じた額とします。

イ. 再委託・共同実施契約を締結するに当たり、以下にご留意ください。＜基本的な考え方＞

再委託費 : 委託先が、委託業務の一部を第三者に委託するのに要した経費 共同実施費 : 委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施するために要した経費
--

経費の算定に当たっては、委託先と同様に委託事務処理マニュアル「業務委託費積算基準」に定める大項目Ⅰ～Ⅴの区分に従って算定してください。

なお、再委託先・共同実施先が大学等の場合は大学用の業務委託費積算基準に準じ、国立研究開発法人等の場合は国立研究開発法人等用の委託費積算基準に準じて算定してください。

- (1) 再委託、共同実施を行う場合には、あらかじめ実施計画書に記載していただく必要があります。なお、再委託および共同実施の額は原則として委託先との契約金総額の 50% 未満です。
- (2) 委託先が委託業務の一部を再委託もしくは共同実施する場合は、委託先が再委託先または共同実施先との間で締結する契約については、NEDO と委託先間において締結した契約内容を必ず準用してください。なお、委託先から再委託もしくは共同実施をする場合は、再委託先・共同実施先の種別（大学・国立研究開発法人等か、それ以外の事業者か）によって、準用する NEDO 契約書約款が異なりますのでご注意ください。

< 委託先から再委託・共同実施する場合に適用する契約書 >

再委託・共同実施先	適用する契約書
国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人並びに 国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人	「大学・国立研究開発法人用」の NEDO 契約約款に準じた契約書、または受託研究規程に基づく受託研究契約書（私立大学除く）
法人化されていない国公立の研究機関等	NEDO 契約約款に準じた契約書、または受託研究規程に基づく受託研究契約書
上記以外の事業者	NEDO 契約約款に準じた契約書

受託研究規程に基づく受託研究契約書を適用する場合は、契約書に追加していただく文言がありますので、NEDO 担当者にご相談ください。

- (3) 再委託契約、共同実施契約の締結日、実施期間は、「NEDO と委託先間の契約（親契約）」との関係において以下のように設定することになります。

① 締結日

親契約の締結日以降とします。ただし、以下の条件を満たせば、親契約の実施期間開始日まで遡ることが可能です。

ア. 親契約の締結日以降の締結日では再委託業務等の実施期間が十分に確保されないとの事情があること

イ. 当該再委託、共同実施契約が、明らかに親契約の内容と合致すること

② 実施期間

親契約で定められている実施期間内とします。

- (4) 再委託先・共同実施先の行為については、委託先が NEDO に対して、すべての責任を負うことになります。
- (5) 再委託先・共同実施先についても、それぞれ経費発生調書を作成する必要があります。

10. その他の留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに準じますが、一部運用が異なる部分があります。本事業では、マニュアルよりも、本公募要領の内容を優先します。

委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していたことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>)

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 経費計上について

① 必要理由書

機械装置等製作・購入費、諸経費(外注費、消耗品費等)で 50 万円以上(税込)の物品等を購入する場合又は外注する場合は、必要とする理由を「必要理由書」に記載し、発注前に NEDO に提出してください。また、上述の場合以外でも、NEDO から、同理由書の提出を求める場合があります。

② 機械装置等費

土木・建築工事費は、委託の対象が限定されています。以下の点にご留意ください。

- (イ) 特殊な環境を必要としない施設整備は、対象外となります。
- (ロ) クリーンルームは、必要最小限に限ります。
- (ハ) プラントを覆う建物は、対象外(毒物等を取り扱う場合を除く。)となります。

(二) 撤去費の計上は、原則として、認められません。但し、研究開発の実施において、NEDO が必要と認めるものについては、計上を認める場合があります。詳細は、NEDO 担当者にご相談ください

③ 労務費

「委託業務事務処理マニュアル」では、研究員（登録研究員）は、4 つに区分されていますが、本事業で労務費を計上する場合には、当該区分の内、時間単価適用者のみ選択できます。

このうち、健保等級適用者は、必要に応じて、対象者の「被保険者標準報酬決定（または改定）通知書」の提示または閲覧を求めることがあります。

また、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し、必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。

なお、NEDO の判断により、必要に応じ、委託先における過年度分の支払実績等を確認、考慮の上、委託事業開始時等に NEDO による確認を受けた金額を適用することとします。

④ 月次経理業務

毎月中旬を目途に、前月分までの従事日誌の提出と予算執行状況の報告を行っていただきます。

(3) 委託費の支払い

NEDO は、必要があると認めるときは、委託期間の中途に委託事業の実施に要する経費の一部を委託先に支払います。これを「概算払」といいます。

これに対し、委託期間完了後（確定検査完了後）に手続される最終の経費の支払を「精算払」といいます。

概算払は、原則として、委託事業者の支出実績額等に応じて、年間 4 回実施します。ただし、NEDO が必要と認める場合は、毎月 1 回を限度に、概算払い請求を行うことも可能です。

支払い対象は、概算払いを行う月の前月末迄の支出実績額分となります。詳しくは、NEDO 担当者にご相談ください。

本事業では、労務費以外の計上基準を、支払ベース(実績主義)のみとし、労務費は、検収ベース(発生主義)としています。ただし、外注先等へ、前渡金で支払いを終えた場合でも、成果物等の検収を終えていない場合については、請求の対象とはなりませんので、ご注意ください。

また、概算払を受けるに当たり、発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる証憑類の提示及び必要理由書等の提出を求めます。

(4) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱い

本事業の目的は、あくまで研究開発を主眼としているため、事業期間中は、その成果品を製品として販売することは認められません。したがって、外部機関における技術評価を目的とした製品の提供であっても、対価を得て提供すること（有償サンプル）は、原則として、認められません。

(5) 提案用書類内容等チェックリスト

提案に必要な書類が提出されていない場合には、提案が受理されません。提出前に必要書類の確認としてチェックリストを提出して頂きます。

(6) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(7) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業では、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」(※14)という。)に関する経費の計上が、可能です。

本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に、活動実績を盛り込んで報告してください。

(※14)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

総合科学技術会議ホームページをご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(8) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、報道機関その他への成果の公開や発表等については、以下のとおりとします。また、採択決定後、「事業成果の広報活動について(添付資料 3)」のとおりの情報を NEDO のホームページで公表することがあります。

- ① 本事業の成果、実用化、製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は、事前に、NEDO に報告してください。特に、記者会見や、ニュースリリースについては、事前準備等に鑑み、必ず、公開の 3 週間前に報告してください。

- ② 上記報告は、原則として、文書や電子媒体(電子メール等)でお願いします。
- ③ 公開や発表等の内容の調整は、NEDO と事業者の間で、両者合意のもとで、協力して、効果的な情報発信に努めることとします。
- ④ 公開や発表に当たっては、NEDO 事業の成果として得られたものであることを、必ず、明示してください。なお、その場合には、NEDO の了解を得て、NEDO のシンボルマークを使用することができます。発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、以下の記載例を参考にしてください。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

(9) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき、輸出規制(※15)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(※15)輸出規制：我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械など、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ③ 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、

規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、委託の全部又は一部を取り消す場合があります。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- (イ) 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- (ロ) 一般財団法人安全保障貿易情報センター モデル内部規定
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- (ハ) 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- (ニ) 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- (ホ) 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規定マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(10) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は参考資料１）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（2020年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがありますので御了知ください。

なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(11) 研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書の記入

提案書が共同提案による全体提案の場合は、候補となる「研究開発統括責任者」候補を記載し、研究経歴書を提出していただきます。

また、全体提案又は部分提案のいずれの場合においても、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。

(12) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

(13) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての情報取扱者名簿及び情報管理体制図を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。(仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。)

(14) 知財マネジメント(詳細は参考資料2)

本プログラムは、知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。

本プログラムの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)に御協力をいただきます。

(15) データマネジメント(詳細は参考資料3)

本プログラムはデータマネジメント基本方針のうち委託者指定データを指定しない場合を適用します。

(16) 研究開発資産の帰属・処分について

① 資産の帰属

委託業務を実施するために購入し、または製造した取得財産のうち、取得価額が 50 万円(消費税込み)以上、かつ使用可能期間(「使用可能期間」とは法定耐用年数を指します。)が1年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属するため、資産の登録手続きが必要です(約款第 20 条第 1 項)。登録手続きは、資産取得月の翌月第 5 営業日(12 月取得にあっては、12 月最終営業日)までにお願ひします(約款第 20 条第 8 項)。再委託先(企業の場合)が取得した資産についても

委託先から資産登録の手続きを行う必要があります。※再委託先・共同実施先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として再委託先・共同実施先に帰属します。

② 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第 20 条の 2 第 1 項・第 3 項）

11. 問い合わせ先

本事業の内容に関するお問い合わせは、2022 年 8 月 3 日(水)までに限り、以下の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

問い合わせは、E-mail のみで受け付けます。電話対応をご希望の場合、E-mail にお名前、電話番号、問い合わせ内容を記載のうえ、ご連絡ください。事務局より折り返しお電話をします。

[問い合わせ先]

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

電子メール：sbir-r3@nedo.go.jp

【ご案内】SBIR 制度による支援措置について

1. 特別利率での融資を受けられる

日本政策金融公庫において、特別利率での融資を受けることが可能となります。SBIR 補助金（SBIR 特定新技術補助金等及び SBIR 指定補助金等）の研究開発成果を活用した事業において、必要となる設備資金、運転資金が貸付対象となります。

※融資を受けるためには、所定の審査が必要となります。

◆制度詳細

- 新事業育成資金（中小企業事業）

貸付対象：株式会社日本政策金融公庫法（2007 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する中小企業者であって、高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者で次の（１）～（３）のすべての要件を満たす者。

- （１） 新たな事業が事業化された時から概ね 7 年以内であること（事業化しようとする場合を含む。※１）。
- （２） SBIR 補助金等の事業を行う者（※２）であって、一定の製品化及び売り上げが見込まれるもの（本要件は新事業育成資金の要件である技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業を行う者に含まれる）
- （３） 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業本部）が資金供給後も継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められること。

※１ 事業化（新事業の生産、販売等に本格的に着手）前であっても、事業化後も含めた計画の実現可能性が認められる場合は融資検討の対象となります。

※２ SBIR 補助金対象の委託・補助金等に採択された研究者自身が事業を行う場合でなくても、事業の継続性が認められる場合は対象になる場合があります。

新株予約権付融資制度：新事業育成資金においてはお申込み企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、必要な資金を無担保で供給する仕組み（新たに発行される普通社債の取得又は融資のいずれかによります）もあります。詳細は以下をご確認ください。

-新株予約権付融資

貸付利率：SBIR 指定補助金等の研究開発成果を活用した事業においては特別利率③【中小企業事業】、SBIR 特定新技術補助金等の研究開発成果を活用した事業においては特別利率①【中小企業事業】（※３）

その他、以下の各資金それぞれで定義される貸付対象に該当するものにおいても、SBIR 指定補助金等の研究開発成果を活用した事業においては特別利率 C【国民生活事業】、特別利率③【中小企業事業】（※３）、SBIR 特定新技術補助金等の研究開発成果を活用した事業においては特別利率 A【国民生活事業】、特別利率①中小企業事業】（※３）での融資を受けることが可能となります。

- [女性、若者/シニア起業家支援資金（中小企業事業）](#)
- [新規開業資金（女性、若者/シニア起業家支援関連）（国民生活事業）](#)
- [再挑戦支援資金（中小企業事業）](#)
- [新規開業資金（再挑戦支援関連）（国民生活事業）](#)
- [生活衛生新企業育成資金（新企業育成・事業安定等貸付）（国民生活事業）](#)
- [新規開業資金（国民生活事業）](#)
- [新事業活動促進資金（国民生活事業）](#)

※3 特別利率に関しては以下を参照してください。

- [国民生活事業](#)
- [中小企業事業](#)

指定補助金等及び特定新技術補助金等の一覧は以下を参照してください。

- [特定新技術補助金等・指定補助金等](#)
- [過去の SBIR 特定補助金等一覧](#)

◆問い合わせ先について

融資の具体的な相談については日本政策金融公庫のお近くの支店にお問い合わせください。

[-日本政策金融公庫の店舗案内](#)

また、本融資制度自体の内容や運用に関してのご質問については以下までご連絡ください。

-中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 03-3501-1816